

第5節 快適な生活環境の保全

1. 生活環境の現状

山や川など自然環境に恵まれた八王子でも、中心部では多くの人が行き来し、娯楽施設や飲食店、或いはサービスを提供する商店などが集積するようになり、商店経営のスタイルも変化し、併せて市民生活も変化してきています。

そんななか、街の環境が一部の人間のマナーやモラルの欠如から、損なわれてしまっているのが現実です。その最たるものが『迷惑喫煙』ですが、無秩序に歩道に放置された自転車の問題もあげられます。また、公道上の看板設置や夜空を照らすサーチライトなど、事業者の屋外広告行為なども社会問題となっています。

一方、街の環境を保全し、美化するための活動が活発なのも八王子です。

特に、市民・事業者が中心となって取り組んでいる、駅前や沿道の花づくり事業とか、町や川の清掃活動などはその代表的なものです。

ここでは、街の美観の保持や美化活動について紹介します。

2. 喫煙マナーアップの取り組み

ここ数年、歩きたばこによる子どもの火傷や煙による不快感、或いはたばこの吸い殻のポイ捨てによる美観の損失など、迷惑喫煙が社会的問題となっています。また、たばこは健康被害やたばこの不始末による人や財産の損失、或いは未成年者の喫煙問題などもあげられます。

一方、たばこは嗜好品の一つとして各自の判断により、大人としてマナーを守りながら楽しむものであり、喫煙者のマナーがしっかりしたうえであれば、たばこを吸う人と吸わない人が共存できる環境がつけられるのも事実です。

社会的関心が高まっている今日、市では、行政課題のひとつとして取り組むべきものとして、喫煙マナーの普及と向上を図るため、東京都26市4町村と伊豆・小笠原諸島の9町村と一体となり「喫煙マナーアップキャンペーン」を実施しました。57団体、469名の市民・事業者の皆さんが一丸となってキャンペーンを展開していただきました。

そのほか、6月の環境フェスティバル、11月のいちようまつり、あったかホールのリサイクルまつり、夕やけ小やけふれあいの里まつり、2月の全関東八王子駅伝などの会場において啓発活動を実施しました。

歩きたばこやポイ捨てたばこの問題は、条例等による規制も考えられますが、市民に問題意識を持ってもらうことが重要であり、マナー向上を図るため積極的に啓発活動を継続していきます。

また、喫煙マナーの問題は社会全体で解決していく必要があることから、市民・事業者・行政の連携を図りながら課題解決に取り組むこととします。



「喫煙マナーアップキャンペーン」

3. みどりの創造

(1) 道路の緑化

緑化の推進、騒音の低減、排気ガスの防御など、道路中央部や歩道部への植樹帯の設置又は植栽柵への小花壇の設置など、可能な箇所への植樹に努めています。

16年度は、中野上町と美山町の道路歩道部に約1,600株の低木を植栽しました。

また、国や都に対しては、道路の新設や拡幅などの実施計画の段階において、道路の緑化を行うよう、積極的にはたらきかけています。

(2) 生け垣造成の補助

沿道のみどりを増やすため、又、既存塀の生け垣化を図るため、かかった費用の一部を補助しています。

16年度は、45件、延長約670メートルについて補助しましたが、年々申請が減る傾向にあります。

防災面からも既存塀の生け垣化を図るよう、又改築や増築の際は生け垣をつくるよう、積極的に広報・啓発していきます。



沿道の緑化「生け垣造成」

(3) 花づくり事業



「マルベリー花づくり会」による植え替え作業

八王子駅北口のマルベリーブリッジ上に、市とボランティアとの協働で四季折々の花を植え、育てるといふ花づくり事業を展開しています。

花の選択から植栽のデザイン、維持管理までをボランティアの皆さんが中心となって実施しています。

16年度は、プランター21基と中央植栽帯の約20㎡の場所に、約4,000本の花苗を植え付け、行き交う人々を和ませています。

4. 美観の保持

『美しい八王子をつくる市民の会』による「町」と「川」の清掃活動

市全域を対象に、町と川の清掃美化活動を実施し、美化意識の徹底についての呼びかけをしています。5月には町の清掃を、192団体、約1万2千人の参加のもと、約700kgの空き缶を、又、9月には川の清掃を、199団体、約1万2千人の参加のもと、約4kgのごみを拾い集めました。

さらに、16年度から「喫煙マナーアップキャンペーン」に参加し、啓発活動をとおして喫煙マナーの普及・向上を図りました。

活動内容も拡充し、参加する団体数や個人の方々も回を重ねるごとに増え続けていますが、市民一人ひとりがごみのない住みよいまちにするよう努めることが大切と考えます。

5 . 放置自転車と違法看板等に対する規制

(1) 放置自転車対策

大量の放置自転車は通行の妨げになるばかりでなく、交通事故の誘発、障害者の社会参加の妨害、災害時の救急・消火活動の障害の要因ともなりかねません。

市は、駅周辺の放置自転車対策として、4月に八王子駅南口に329台収容の、9月には京王八王子駅北側に76台収容の自転車駐車を整備しました。更に、八王子駅北口旭町のバイク駐車を15台分増設し、39台分を確保しました。

また、規制面では、原付バイク等に対する駐車違反の取り締まり強化を警察へ要請したほか、撤去を対象とする時間帯の拡大や警告札の貼付を強化するなどしました。

放置自転車を一掃するため、今後は通勤・通学客の長時間駐輪と、買い物客等の短時間駐輪を区別した新たな対策について検討していきます。



駅周辺では即日撤去

(2) 違法看板とはみ出し営業対策

美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、平成15年7月「捨て看板防止条例」が施行されました。その結果、八王子駅周辺では違法看板が減少しましたが、全体では増加しているのも現実です。又、はみ出し営業も商店街の一部店舗で見受けられます。

市では、違法看板の取り締まりとして捨て看板除去協力員を配備したほか、路上へのはみ出し営業については、警察やTMOと連携し、除去・改善指導の体制を強化しています。

(注) TMO とは、中心市街地の商業地全体を活性化させるため、計画立案、事業調整して街を運営管理する組織のことです。

6 . 光害対策：サーチライト条例の制定

平成15年の末、市内のある施設から屋外広告用のサーチライトによる照射が開始されました。確かに、サーチライトの照射は商行為です。しかし、住民にとっては毎日不安を感じながら夜を過ごさなければならず、この直後から、市に問い合わせや苦情などが寄せられ、現状調査を実施しその対処にあたっていました。法や条例では規制することができず、使用自粛の要請を行ってきたのが現状でした。

聞き取り調査の結果から、「規制すべきである」又は「ある程度の規制の必要はある」と答えた方が約85%でした。また、どんな点が良くないかお聞きしたところ、「夜空が独占されて不愉快」と答えた方が一番多く、続いて「エネルギーの無駄である」、「星空観測に支障がある」、「不安を感じる」の順となり、次に「戦時中を思い出す」といった声も寄せられました。

平成16年10月「八王子市サーチライト等の使用規制に関する条例」が施行され、例外を除き、屋外を照射する目的でサーチライト等を使用してはならないこと、又、違反サーチライトに対しての職員の立入調査や使用停止の警告・勧告、更には、勧告に従わない場合の公表制度などが定められています。

この条例を施行したことで、地域の公益性を守ることができ、かつ快適な生活を取り戻すことの大きな力となったことは間違いありません。

